

注 意

次の収入がある方は被扶養者にはなれません。
 居住地の国民健康保険にご加入ください。

- ◎年間収入限度額130万円（認定対象者が60歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円）を超える額
- ◎認定対象者の年間収入が上記の限度額以内であっても、被保険者の収入の2分の1を超える場合
- ◎認定対象者が被保険者と別居していて、年間収入が上記の収入限度額以内であっても、被保険者からの仕送り額より多い場合
- ◎失業給付を受給中または申請中の方

この届けに添えて提出していただく書類

※該当する書類は、すべて提出してください。（事由によっては下記以外の書類の提出を求める場合があります）

下記に該当する方		提出する書類	
続柄・住居の確認	同居の方	全員	被保険者との続柄が確認できる「世帯全員の住民票」（マイナンバー記載のもの） ※本籍地の記載は不要です。
	別居の方	学生の方	「住民票」または「入寮証明書」または「賃貸契約者の居住証明・契約書」など 居住地が確認できる書類と「学生証」または「在学証明書」
		その他の方	別居世帯の全員が記載されている「住民票」および被保険者との続柄が確認できる「戸籍謄（抄）本」 および被保険者からの仕送り証明（送金を立証する銀行振込の控えなど） ※仕送り証明は三か月分以上必要です また、被保険者以外のものから仕送りを受けている方は、仕送りしている者の氏名、続柄、仕送り額が証明できる書類。
扶養事実の確認	収入のある方	公的年金を受給されている方	「市区町村の所得・非課税証明書」および現在の年金額が確認できる「年金（裁定・改定・振込）通知書」および「年金証書」
		恩給を受給されている方	「市区町村の所得・非課税証明書」および現在の恩給額が確認できる「年金恩給等支払通知書」および「恩給証書」
		パート等の給与所得のある方	「市区町村の所得・非課税証明書」および勤務先の勤務条件の確認ができる書類（「雇用契約書」・「労働条件通知書」など）
		商業等の事業所得のある方 不動産所得のある方	「青色申告書」または「市区町村の所得・非課税証明書」
		健保・労災の手当金を受給中の方	「保険給付支給決定通知書」など受給額が確認できる書類
	収入のない方	雇用保険を受給延長申請中の方	「雇用保険離職票1」および「雇用保険離職票2」、「雇用保険受給期間延長通知書」
		雇用保険を受給終了された方	「雇用保険受給資格者証」および「雇用保険受給終了証明書」
		雇用保険を受給しない方	「雇用保険離職票1」および「雇用保険離職票2」と「誓約書」（当組合の所定用紙） 離職票の交付申請をしなかった場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認決定通知書」
		雇用保険の受給資格のない方	「退職証明書」または「雇用保険未加入証明書」（当組合の所定用紙）
		高等学校以上の学生の方	「在学証明書」または有効期限内の「学生証」
		病気療養中・身体障害者の方	「医師の診断書」または「身体障害者手帳」 ※障害年金受給の場合は「年金（裁定・改定・振込）通知書」
		事業を廃止された方	「市区町村の個人事業廃業届出書」および「市区町村の所得・非課税証明書」
	上記以外の方	「市区町村の所得・非課税証明書」	

※配偶者を扶養にせず、お子様のみを扶養にする場合、配偶者の所得証明（源泉徴収票(写)/課税証明書(写)/直近3ヵ月分の給与明細(写)/のいずれか1つ）もご提出ください。